

議案第九十五号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年九月十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和五十三年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「温泉の供給を受けられる者」の下に「、自ら自動小口温泉供給設備を使用し」を加える。

第六条の見出しを「（申請）」に改め、同条第一項中「新たに配湯」の下に「及び供給」を加える。

第十六条第一号及び第二号中「配湯」を「配湯及び供給」に改める。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（委託）

第三十四条 町長は、自動小口温泉供給設備の使用に関し、その事務の一部を公益法人又は公共的団体に委託することができる。

別表三を次のように改める。

別表三（第二十二条関係）

供給料金表

供給湯量		供給料金
一〇〇リットル以内	一回につき	一〇〇〇円
一〇〇リットルを超え一、〇〇〇リットル以内	一回につき	一、〇〇〇〇円

附則

この条例は、平成元年十月一日から施行する。